

埼玉県県央地域災害保健医療調整会議設置要綱

平成30年 2月23日

鴻巣保健所長決裁

(趣旨)

第1条 大規模災害が発生した際に、急激に増大する医療・保健衛生需要に的確に対応し地域住民の安全を確保するため、鴻巣保健所、鴻巣保健所管轄の市町(以下「市町」という。)及び関係機関の情報収集、共有及び連携の体制確保を目的として、埼玉県県央地域災害保健医療調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鴻巣保健所、市町(保健部門、防災部門及び福祉部門)、医療機関等における情報共有体制の確保の推進に関すること
- (2) 鴻巣保健所、市町(保健部門、防災部門及び福祉部門)、医療機関等の役割分担の整理検討に関すること
- (3) 訓練の実施に関すること
- (4) その他、鴻巣保健所管内地域における大規模災害発生時の保健医療体制に関すること

(構成)

第3条 調整会議は、次の各号に掲げる機関(鴻巣保健所管轄に限る。以下「構成機関」という。)により構成する。

- (1) 鴻巣保健所
- (2) 市町(保健部門、防災部門及び福祉部門)
- (3) 災害拠点病院
- (4) 地域災害医療コーディネーター
- (5) 消防機関
- (6) 医師会
- (7) 県央地域振興センター
- (8) その他、連絡会が大規模災害発生時の保健医療体制の確保のために必要と認める機関

(調整会議)

第4条 調整会議は、鴻巣保健所長が招集、開催し、進行する。

2 副議長は、委員の互選により定める。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

- 4 調整会議は、構成機関の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 調整会議の議事は、構成機関の過半数で決し、可否同数のときは鴻巣保健所長の決するところによる。

(調整会議の庶務)

第5条 調整会議の庶務は、鴻巣保健所において処理するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。